

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における  
加算の評価方法等について

令和 3 年 9 月 9 日  
法科大学院公的支援見直し  
強化・加算プログラム審査委員会

○令和元年度（2019 年度）「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」より、以下の通り加算方法の見直しを行ったところ。

- ・各法科大学院（以下「L S」という。）の理念や目指すべき方向性に基づき、今後5年間の機能強化構想及びそれを実現するための具体的な取組（以下「機能強化構想等」という。）を、客観的に検証可能な目標（以下「K P I」という。）とともにパッケージとして評価。
- ・パッケージ全体の評価結果を得点化し、得点率に応じて配分率を決定。

○各年度の評価の観点について

令和元年度予算審査 (2019 年度)【済】	令和2年度予算審査 (2020 年度)【済】	令和3年度予算審査 (2021 年度)【済】	令和4年度予算審査 以降 (2022 年度以降)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・改革構想の評価</li> <li>・K P I の設定状況</li> <li>・継続する取組の進捗状況評価</li> </ul> <p>～平成 30 (2018) 年 9 月までの取組を評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機能強化構想等の改善状況</li> <li>(2) K P I の実質化・改善状況</li> <li>(3) 具体的取組やK P I の進捗状況</li> </ul> <p>平成 30(2018)年 10 月～令和元 (2019) 年 9 月までの取組を評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的取組やK P I の進捗状況を中心に評価</li> </ul> <p>令和元 (2019) 年 10 月～令和 2 (2020) 年 9 月までの取組を評価</p> <p>コロナ禍の影響により、司法試験合格率等の審査時点で算出困難な取組について考慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的取組やK P I の進捗状況を中心に評価</li> </ul> <p>令和 2 (2020) 年 10 月～令和 3 (2021) 年 9 月までの取組を評価</p>

- ・令和4年度予算評価は、各L Sが策定した令和元年度～令和5年度の機能強化構想を実現するための具体的な取組やK P I の進捗状況を中心に評価を行う。

○評価期間について

- ・令和4年度予算評価においては、以下の期間における機能強化構想実現のための各取組やK P I の進捗状況及び実績について、評価を行う。

【対象となる評価期間】

令和 2 (2020) 年 10 月～令和 3 (2021) 年 9 月

## ○評価方法について

※ 別紙「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム評点イメージ」参照

### (1) 実績評価

「今後5年間の機能強化構想」の実現に向けて、令和2年10月～令和3年9月における各取組やKPIの進捗状況及び実績が計画どおりとなっているかをS・A・B・Cの4段階で評価。

S (5点):	・計画を上回って進捗している。
A (3点):	・計画通り順調に進捗している。
B (1点):	・必ずしも順調に進捗しているとは言えないが、今後の取組状況により目標は十分達成可能。
C (0点):	・順調に進捗しているとは言えず、更なる工夫が必要。

なお、評価に当たり、コロナ禍の影響により審査時点で計画に影響がある場合、その説明を求め、妥当性を評価することとする。

### (2) 加算率算定の評点の算出方法について

(1)の取組ごとの実績評価に重要度を乗じて合計したものを「実績評価点」(最高5点)とする。加算率算定の評点は、「実績評価点」とし、その評点に応じ以下の区分でS+～Cまでの6段階で総合評価をする。

加算率算定の評点	総合評価
4.5点以上	S+
3.5点以上 4.5点未満	S
3.0点以上 3.5点未満	A+
2.0点以上 3.0点未満	A
1.0点以上 2.0点未満	B
0点以上 1.0点未満	C

※加算率については、総合評価の結果に基づき、予算編成過程において決定する。

## ○特別加算枠について

令和3年度予算評価と同様、全LSが参加して令和元年度から本格実施された共通到達度確認試験の試験結果を進級判定の資料の一つとして活用し、未修者教育の改善・充実と質の保証を促進するLSの取組を支援する。

※加算方法及び加算額については、予算編成過程において決定する。

## ○その他

審査委員会は提出された調書の内容等を踏まえ、必要に応じて大学に確認を行うことがある。